

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則案の概要

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「法」という。）及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（財務省令・厚生労働省令・農林水産省令）を定める。

定義

1. 農林水産物を原料又は材料とする加工品は、農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの（天然ゴムを除く。）とする。[法第2条関係]
2. 次に掲げる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

衛生証明書

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める衛生基準に適合することを証明する輸出証明書。

自由販売証明書

輸出される農林水産物又は食品が、日本国内において製造され、又は加工され、かつ流通することが可能であることを証明する輸出証明書。

放射性物質検査証明書等

東日本大震災による原子力発電所事故の発生に伴い輸出先国が求める証明書であって、輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める放射性物質等に関する基準に適合することを証明する輸出証明書。

漁獲証明書等

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める水産資源の管理に関する基準に適合することを証明する輸出証明書。

[法第15条関係]

輸出証明書関係

3. 主務大臣は、輸出証明書の種類ごとに、次に掲げる方法により輸出証明書を発行するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。

衛生証明書

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める生産、製造、加工又は流通の過程における衛生管理及び衛生状態に関する基準に適合することを確認するものとする。

自由販売証明書

輸出される農林水産物又は食品が、食品衛生法、飼料の安全性の確保及

び品質の改善に関する法律若しくは愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律又はこれらの関係法令に適合して日本国内において製造され、又は加工され、かつ、流通することが可能であるとともに、当該農林水産物又は食品を製造する事業者がこれらの法令に基づく命令を受けていないことを確認するものとする。

放射性物質検査証明書等

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める放射性物質等に関する基準に適合することを確認するものとする。

漁獲証明書等

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める水産資源の管理に関する基準に適合することを確認するものとする。

その他の輸出証明書

輸出される農林水産物又は食品が、輸出先国の政府機関が定める基準(から までに掲げる基準を除く。)に適合することを確認するものとする。

[法第 15 条第 1 項関係]

- 4 . 都道府県知事等は、次に掲げる農林水産物又は食品の種類及び輸出先国に係る輸出証明書について、輸出証明書の種類ごとに、それぞれ3の又はに掲げる方法により輸出証明書を発行するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。

衛生証明書

イ アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、中国、欧州連合、香港、インドネシア、マカオ、マレーシア、メキシコ、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、カタール、ロシア等、シンガポール、タイ、台湾、ウルグアイ、アラブ首長国連邦又はベトナムに輸出される畜産物(その加工品を含む。以下同じ。)

ロ ブラジル、カンボジア、カナダ、中国、欧州連合、香港、インド、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、メキシコ、モーリシャス、ミャンマー、ニュージーランド、フィリピン、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、タイ、台湾、アメリカ、アラブ首長国連邦又はベトナムに輸出される水産物(その加工品を含む。以下同じ。)

放射性物質検査証明書等

中国、欧州連合、韓国、シンガポール又は台湾に輸出される酒類以外の農林水産物又は食品

[法第 15 条第 2 項関係]

- 5 . 主務大臣は、都道府県知事等が4に掲げる輸出証明書を発行する場合は、当該発行を担当する部署に関する情報を取りまとめ、インターネットの利用

その他の方法により公表するものとする。

適合区域関係

- 6 . 区域指定農林水産物等は、水産物とする。[法第 16 条第 1 項関係]
- 7 . 主務大臣は、指定に係る区域が、輸出先国の政府機関が定める次に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合区域を指定するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。
 - 輸出先国が定める安全性の基準に適合すること
 - 適合区域から採取した試料の検査の実施に必要な体制を有すること
 - 及び の要件に適合しなくなった場合又は適合しなくなるおそれがある場合に、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な措置の実施に必要な体制を有すること
 - 当該適合区域で生産され、製造され、加工され、又は流通する水産物の適正な表示の確保その他の不正の防止に必要な体制を有すること[法第 16 条第 1 項関係]
- 8 . 都道府県知事等は、欧州連合又はニュージーランドに輸出される水産物(二枚貝その他の欧州連合が定める水産物に限る。) が生産され、製造され、加工され、又は流通する区域について、輸出先国の政府機関が定める 7 に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合区域を指定するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。[法第 16 条第 2 項関係]
- 9 . 主務大臣は、都道府県知事等が 8 に掲げる区域指定農林水産物等の適合区域の指定を行う場合は、当該指定を担当する部署に関する情報を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 10 . 主務大臣及び都道府県知事等は、輸出先国の政府機関が定める 7 に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合区域の定期的な確認をするものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。[法第 16 条第 4 項関係]
- 11 . 適合区域の指定等の報告は、適合区域の指定の取消し又は適合区域の変更を実施した場合には、その理由を合わせて報告するものとする。
 - [法第 16 条第 5 項関係]

適合施設関係

1 2 . 施設認定農林水産物等は、農産物（その加工品を含む。以下同じ。）畜産物、水産物及び飼料とする。[法第 17 条第 1 項関係]

1 3 . 主務大臣は、認定に係る施設が、輸出先国の政府機関が定める次に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合施設を認定するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。

輸出先国の政府機関が定める設備及び構造を有すること

輸出先国の政府機関が定める食品又は動植物の衛生に関する管理の実施に必要な体制を有すること

輸出先国の政府機関が定める残留物質の検査その他の必要な検査の実施に必要な体制を有すること

当該適合施設で生産され、製造され、加工され、又は流通する施設認定農林水産物等の適正な表示の確保その他の不正の防止に必要な体制を有すること

また、主務大臣は、適合施設の認定等を行う場合にあっては、登録認定機関その他主務大臣が定める基準に適合する者に審査の一部を行わせることができるものとする。[法第 17 条第 1 項関係]

1 4 . 都道府県知事等は、次に掲げる施設認定農林水産物等が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設について、輸出先国の政府機関が定める 1 3 に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合施設を認定するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。

タイに輸出される農産物

バーレーン、ブラジル、欧州連合、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、カタール、タイ、アラブ首長国連邦又はベトナムに輸出される畜産物

欧州連合、インド、ニュージーランド又は米国に輸出される水産物

[法第 17 条第 2 項関係]

1 5 . 主務大臣は、都道府県知事等が 1 4 に掲げる施設認定農林水産物等に係る適合施設の認定を行う場合は、当該認定を担当する部署に関する情報を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 16 . 登録認定機関は、オーストラリア、ブラジル、インドネシア、ナイジェリア、ロシア、ウクライナ又は米国に輸出される水産物が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設について、輸出先国の政府機関が定める13に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合施設を認定するものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。[法第17条第3項関係]
- 17 . 登録認定機関は、主務大臣が定めるところにより、輸出される農林水産物又は食品が、自らが認定又は定期的な確認(22及び23を除き、以下「認定等」という。)を行った施設において、輸出先国の政府機関が定める13に掲げる事項に関する基準に適合して生産、製造、加工又は流通されたものであることを証明することができる。[法第17条第3項関係]
- 18 . 主務大臣、都道府県知事等及び登録認定機関は、輸出先国の政府機関が定める13に掲げる事項に関する基準に適合することを審査することにより適合施設の定期的な確認をするものとし、その細目については農林水産物又は食品の種類及び輸出先国ごとに主務大臣が定めるものとする。
[法第17条第4項関係]
- 19 . 適合施設の認定等の報告は、適合施設の認定の取消しを実施した場合には、その理由を合わせて報告するものとする。[法第17条第6項]
- 20 . 主務大臣による適合施設の認定手数料の額は、次に掲げるとおりとする。
アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、欧州連合、香港(牛肉)、ニュージーランド、シンガポール(卵製品以外)、タイ(豚肉)、台湾(牛肉)、アメリカ、ウルグアイに輸出される畜産物、欧州連合に輸出される水産物及び欧州連合に輸出される飼料に係る施設の認定については、20,900円
上記以外の施設については、10,400円
[法第17条第8項、政令関係]

登録認定機関関係

- 21 . 登録認定機関の登録の申請は、主務大臣が定める様式に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、次に掲げる書類を添付して行うものとする。農林水産大臣に申請を行う場合は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して行うものとする。
定款及び登記事項証明書
認定等に関する業務を行う組織、職員、登録認定機関が委嘱する外部の

委員等に関する事項を記載した書類

認定等に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

主要な株主の構成等を記載した書類

役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

[法第 18 条第 1 項関係]

22 . 登録認定機関の登録の基準は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであることとする。

適確に認定及び定期的な確認（22及び23において「認定等」という。）を実施できるものとして、次に掲げる事項のいずれにも適合していること

イ 認定等の公平性や財務基盤の安定性の確保、情報の機密保持その他認定等の適確な実施に必要な組織運営方針を有すること

ロ 認定等の公平性を確保するために必要な組織運営機構を有すること

ハ 認定等に必要な要員及び力量を確保するとともに、その管理に必要な方針を有すること

ニ 認定等において、施設認定農林水産物等の検査を行う場合にあっては、 に掲げる事項のいずれにも適合していること

ホ 認定等にかかる業務を適確に実施するために必要な手順を有すること

ヘ 認定等にかかる業務を適確に実施するために必要な規程の作成、記録の管理その他必要な業務管理体制を有すること

適確に認定等を実施できるものとして、 に掲げる事項（ニを除く。）に適合していること

適確に定期的な確認を実施できるものとして、次に掲げる事項のいずれにも適合していること

イ 施設認定農林水産物等の検査の公平性、情報の機密保持に必要な運営方針を有すること

ロ 施設認定農林水産物等の検査の適確な実施に必要な組織運営機構を有すること

ハ 施設認定農林水産物等の検査に必要な資源を確保するとともに、その資源の管理に必要な方針を有すること

ニ 施設認定農林水産物等の検査にかかる業務を適確に実施するために必要な手順を有すること

ホ 施設認定農林水産物等の検査にかかる業務を適確に実施するために必要な規程の作成、記録の管理その他必要な業務管理体制を有すること

[法第 20 条第 1 項第 1 号関係]

23 . 登録認定機関の登録及びその更新の手数料は、次に掲げる適合施設の種類ごとに、それぞれ定めるとおりとする。

20 の の基準を満たす登録認定機関が認定等を行う適合施設
145,000 円 (更新は 113,300 円)

20 の の基準を満たす登録認定機関が認定等を行う適合施設
118,700 円 (更新は 95,800 円)

20 の の基準を満たす登録認定機関が定期的な確認を行う適合施設
15,400 円 (更新は 12,200 円)

[法第 18 条第 1 項、第 21 条第 2 項、政令関係]

24 . 次に掲げる適合施設の種類に係る登録認定機関が、別の適合施設の種類に係る登録を申請する場合の手数料は、それぞれ次のとおりとする。

21 の の適合施設の種類に係る登録認定機関が、21 の の適合施設の種類に係る登録認定機関の登録を受ける場合 26,300 円

21 の の適合施設の種類に係る登録認定機関が、21 の の適合施設の種類に係る登録認定機関の登録を受ける場合 129,600 円

[法第 18 条第 1 項、政令関係]

25 . 登録認定機関の登録は、施設認定農林水産物等の種類 (農産物、畜産物又は水産物) 及び 21 に掲げる適合施設の種類ごとに行う。

26 . 登録台帳は主務大臣の定める様式によるものとする。登録台帳には、施設認定農林水産物等の輸出先国を併せて記載するものとし、主務大臣は、登録認定機関の求めに応じ、当該輸出先国に係る記載を変更することができる。

[法第 20 条第 1 項]

27 . 登録認定機関の登録の更新については、21、22、25 及び 26 を準用する。

28 . 登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準は、次に掲げる事項とする。

認定等の実施方法に関する事項

イ 認定に係る施設が 12 の基準に適合することを調査、検証すること

ロ 認定の申請者等が、本法に基づく施設認定を取り消され、その取消の日から 1 年を経過しない者でないこと等を確認すること

ハ 認定に際し、登録認定機関が、認定施設設置者等に対し、業務に関

し必要な報告、事業所等の立入調査等を求めることができること、これらを忌避したときは認定を取り消すことができること等の条件を求めること等

施設の認定の取消しその他の措置の実施方法に関する事項

- イ 認定に係る施設が認定の基準に適合しなくなったとき等は、認定施設設置者等に対し、必要な措置をとるべきことを請求すること
- ロ 認定施設設置者等が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認定施設設置者等に対し、輸出に関する業務（当該措置に関するものに限る。）を停止することを請求すること
- ハ 認定に係る施設が認定の基準に適合することが見込まれなくなったとき、認定施設設置者等が正当な理由がなく、のハの請求を忌避したとき等は、その認定を取り消すこと

[法第 23 条第 2 項関係]

- 29 . 登録認定機関の業務規程には、次に掲げる事項を定めるものとし、農林水産大臣に届け出る場合は、センターを経由して行うものとする。

認定等に係る施設認定農林水産物等の種類及びその輸出先国に関する事項

業務時間、休日に関する事項

業務の実施方法、組織体制、職員の能力、料金算定方法等に関する事項

[法第 25 条第 2 項関係]

- 30 . 事業所の変更、業務の休廃止の届出は、主務大臣が定める様式によるものとし、農林水産大臣に届け出る場合は、センターを経由して行うものとする。 [法第 26 条関係]

- 31 . 登録認定機関の電磁的記録により作成された財務諸表等の閲覧等は紙面又は映像面への表示により、提供は電子ファイル又は磁気ディスク等によるものとする。 [法第 27 条第 2 項第 3 号、第 4 号]

- 32 . 登録認定機関は、認定の申請に係る施設の名称、認定に従事した者の氏名等を記載した帳簿を、最終記載日から 5 年間保存しなければならない

[法第 31 条関係]

主務大臣又は都道府県知事等による立入調査等関係

- 33 . 立入調査等をする職員は、主務大臣が定める様式による身分証明書を携

帯し、求めに応じて提示するものとする。

34 . 都道府県知事等又は登録認定機関が行う適合施設の認定又はその取消しの主務大臣への報告は、書面により行うものとする。

[法第 38 条第 6 項関係]

主務大臣関係

35 . 輸出証明書の発行及び適合施設の認定並びにそれぞれに関する報告徴収及び立入調査の主務大臣は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める大臣とする。

衛生証明書の発行及び適合施設の認定等に関する事項

厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣とする。

放射性物質検査証明書等の発行に関する事項

次に掲げる農林水産物又は食品の種類に応じ、それぞれ次に掲げる大臣とする。

イ 酒類以外の農林水産物又は食品 農林水産大臣

ロ 酒類 財務大臣

自由販売証明書、漁獲証明書等の発行に関する事項 農林水産大臣

3 の その他の輸出証明書に関する事項

財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣であって、輸出に係る農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通を所管する大臣とする。

[法第 43 条第 1 項、政令関係]

36 . 適合区域の指定の主務大臣は、農林水産大臣とする。

[法第 43 条第 1 項、政令関係]

37 . 登録認定機関の登録等の主務大臣は、農林水産大臣とする。

[法第 43 条第 1 項、政令関係]

権限の委任関係

38 . 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の権限について、地方支分部局の長への委任関係について定める。[法第 44 条関係]

公示方法

39 . 法及びこの規則の規定による公示及び公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

施行期日等

40 . この省令は、令和2年4月1日から施行する。

41 . 輸出に係る農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設であって、法の施行前に輸出先国の政府機関が定める要件に適合していたものとして主務大臣が認めるものは、本法の規定に基づき認定された適合施設とみなす。